

重要事項確認書

医療的ケア児の保育所等の受入れにおいて重要な事項を記載していますので、必ず1項目ずつ確認のうえ、確認済に☑をし、最後に署名をしてください。

No.	項目	重要事項	確認済
1	医療的ケアについて	あらかじめ主治医を受診し、保育において医療的ケア児に必要な医療的ケアの内容及び緊急時の対応等を記載した「主治医意見書（様式第2号）」及び「医療的ケア指示書（様式第5号）」を提出する必要があること。また、実施施設は主治医の緊急時対応等に関する指導・助言が必要な場合に、実施施設の担当者が保護者の受診に同行し、主治医との相談を行う場合があること。	<input type="checkbox"/>
2		実施施設では関係法令及び主治医の指示書等に基づいて医療的ケア及び緊急時の対応を行うこと。また、看護師の不在等により、保育所等での医療的ケアが実施できない場合があること。	<input type="checkbox"/>
3		保育中の医療的ケアに必要な物品を実施施設へ提供し、使用後の物品等については家庭に持ち帰ること。	<input type="checkbox"/>
4	ならし保育	医療的ケア児が、新しい環境に慣れると共に医療的ケアを安全に実施するために、初日から一定の期間、保護者付き添いのもと登園し、保育に参加すること。期間及び保育時間については、実施施設と相談して定める。医療的ケア児の様子や状態によっては、この間の保育時間の短縮や期間が延長・短縮される場合もあること。	<input type="checkbox"/>
5	体調管理及び保育の利用中止等	やむを得ない事情により、医療行為を行う看護師が勤務できない場合には、保育の利用ができないことがあること。また、保育中の医療的ケア実施の体制が取れない場合には、保育の利用ができないことがあること。	<input type="checkbox"/>
6		登園前に健康観察をすること。顔色、動作、食欲、体温等がいつもと違い、体調が悪い時には、保育を利用しないこと。	<input type="checkbox"/>
7		発熱、下痢、嘔吐、痙攣重積等の体調不良の場合、熱がなくても感染症の疑いがある場合は、保護者に連絡するため、必ず連絡が取れるようにすること。また、体調不良により、実施施設が保育の継続が困難と判断した場合には、利用時間中の途中であっても保育の利用を中止し、保護者等による医療的ケア児の引き取りをお願いすること。	<input type="checkbox"/>
8		集団保育の場では、感染症にかかるリスクが高くなることも予想されるため、園内で感染症が一定数以上発症した場合には、実施施設の判断で保育の利用を控えてもらうときがあること。	<input type="checkbox"/>

9		実施施設が必要と認める時には、主治医等を受診すること。なお、その費用は保護者等の負担となること。	<input type="checkbox"/>
10	緊急時及び、災害時の対応等	緊急時には、事前に取り決めた医療機関等を受診すること。	<input type="checkbox"/>
11		医療的ケア児の症状に急変が生じ緊急事態と実施施設が判断した場合及びその他必要な場合には、主治医に連絡し、必要な措置を講じること。同時に医療的ケア児の保護者等に連絡を行うこと。また、保護者等へ連絡する前に、医療的ケア児を医療機関等に搬送し、受診又は治療が行われることがあること。なお、それに伴い生じた費用は、保護者等の負担となること。	<input type="checkbox"/>
12		栄養チューブの交換は、保護者の責任の下、自宅や受診時に行うこと。抜けた場合は、保護者及び主治医と事前に対応を協議し、「医療的ケア実施計画書（様式第7号）」に記載の上、それに沿って対応すること。	<input type="checkbox"/>
13		てんかん等の既往及び疑いがある医療的ケア児の場合は、痙攣止めの薬剤を用意すること。消費期限等の管理及び保管方法は、保護者等の責任の下で行うこと。	<input type="checkbox"/>
14		受入れに際しての確認事項として、災害発生に備えて、非常食や医薬品、医療材料の備蓄、医療機器のバッテリーの確保に関して、保護者や主治医と確認しておくこと。	<input type="checkbox"/>
15	情報の共有等	医療的ケア児に対して安心安全な保育を提供するために、保護者から提出された申請内容等について関係機関で共有すること。また、必要に応じて、保護者の同意の上、医療的ケア児が居住する地区の担当保健師及び担当の相談支援専門員等に意見を求め、関係機関と共有すること。	<input type="checkbox"/>
16		緊急時の対応のために、市に提出された主治医からの「主治医意見書（様式第2号）」、「医療的ケア指示書（様式第5号）」の内容を医療機関等に情報提供すること。	<input type="checkbox"/>
17		医療的ケア児の状況について、集団保育を実施する上で必要なことは、他の児童の保護者との間で共有する場合があること。	<input type="checkbox"/>
18	その他	「加古川市医療的ケア児の保育所等受入れガイドライン」の内容を確認し、「5 保護者の了承事項」のほか、市や実施施設との間で取り決めた事項を遵守すること。	<input type="checkbox"/>

【重要事項確認書についての署名欄】

重要事項確認書の全ての事項を確認し、了承します。

保護者氏名（自署）
